## 無線局免許申請書等の様式変更のお知らせ

総務省は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)に係る外資規制の実効性を確保するため、 無線局免許手続規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号)について、申請書及び添付書 類等の様式等を令和 3 年 12 月 10 日から変更しました。

今回の無線局免許手続規則の一部改正により、電波法第5条の欠格事由に該当するか否 かの項目を細分化したことから、次のとおり申請様式を変更しております。

## 1 改正する主な様式

- ・別表第一号 (無線局免許 (再免許) 申請書の様式)
- ・別表第五号 (無線局の免許承継申請書 (届出書) の様式)
- ・別表第五号の二(認定計画の承継申請書(届出書)の様式) この他、基幹放送局、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様式 (別表第二号第1,別表第二号第5)、特定基地局の開設計画に係る様式(別表第八号、 別表第八号の二)についても改正があります。
- 2 外資規制の対象の無線局、対象外の無線局について
  - ・外資規制の対象となる無線局(法5条第2項各号に該当しないもの)船舶局、海岸局、航空機局、航空局、基幹放送局等
  - ・外資規制の対象外の無線局(法 5 条 2 項各号に該当するもの) 実験試験無線局、アマチュア局、固定局、基地局、陸上移動局、簡易無線局、電気通信業 務を行う局等
- 3 施行後の申請について
  - ・外資規制の対象となる無線局

新様式を使用してください。また、申請に際しては、外国性の有無に関し議決権の数等 を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況 が分かる資料)を添付してください。

・外資規制の対象外の無線局

施行の日から1年間、旧様式を使用することができます。ただし、新様式にあわせた修 補をお願いします。

## 4 その他

- ・新様式は、以下の北海道総合通信局ホームページからダウンロードできます。
- (1) アマチュア局については、「北海道総合通信局アマチュア無線相談室」から。 URL:https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/Ama/mokuji.htm
- (2) 陸上関係無線局についてはこちらから。

URL:https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/tetuzuki/index.htm

- (3) 海上関係無線局についてはこちらから(特例様式)。
  - URL:https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/tetuzuki/marine.html
- ・新様式は総務省電波利用ホームページからもダウンロードできます、 URL:https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/